

## 豊島区のこれまでと今とこれからを巡る健康ウォークラリー

3月24日(土) 午前9時～午後3時 区役所本庁舎スタート・ゴール地点

◇南池袋公園・御嶽神社・小中連携校・Hareza池袋を巡り4つのスタンプを集めてゴールすると、記念品プレゼント(約7.8km、3時間程度)◇区内在住、在勤、在学の方※小学生以下は保護者同伴◇1,000名◇100円※中学生以下無料。

申込はがきかファクスかEメール(4面記入例参照。参加者全員分を記入)で2月14日(必着)までに「〒170-0013 東池袋1-20-9 池袋保健所 地域保健課 ☎3987-4110、EMA0016901@city.toshima.lg.jp」へ※先着順。  
健康ウォークラリー実行委員会 ☎070-6555-9889



## パブリックコメント

ご意見をお寄せください

①～③の各案について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

①豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例(仮称)(素案)

②豊島区子ども・子育て支援事業計画の中間期の見直し(素案)

③豊島区景観計画の一部改定(原案)

●閲覧できます

各案の全文は、①1月24日まで、②1月31日まで、③1月12日～2月13日、いずれも行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。①は区民活動推進課、②は子ども課、③は都市計画課でも閲覧可。

### ●ご意見をお寄せください

便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者名)を記入し、郵送かファクスかEメールで①は1月24日(必着)までに「区民活動推進課地域振興グループ ☎3981-1213、EMA0011903@city.toshima.lg.jp」、②は1月31日(必着)までに「子ども課計画グループ ☎3980-5042、EMA0017309@city.toshima.lg.jp」、③は2月13日(必着)までに「都市計画課都市計画グループ ☎3980-5135、EMA0022603@city.toshima.lg.jp」へ。

いずれも直接受付グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。

### ●「豊島区景観計画」の一部改定(原案)に関する説明会を開催します

1月18日(木) 午後7時から 雑司が谷地域文化創造館 ☎6か月以上未就学児。1月15日までに要予約 ☎当

日直接会場へ。  
☎①地域振興グループ ☎3981-0479、  
②計画グループ ☎4566-2471、③都市計画グループ ☎4566-2633

## 税・国保・年金

### 特別区民税・都民税の延滞金利率について

法律に基づき、平成30年1月1日からの延滞金の利率が決定しました。  
☎税務課整理第一・第二グループ ☎4566-2362

	平成29年	平成30年
納期限後1か月以内	2.7%	2.6%
納期限後1か月経過後	9.0%	8.9%

### 事業主の方へ 給与支払報告書の提出について

①給与支払報告書(総括表・個人別明細書)…提出先・期限/1月1日現在(平成29年中の退職者は退職時現在)給与受給者が居住する区市町村へ、1月31日(水)まで。

※個人別明細書の提出にあたってのお願い…マイナンバーを必ず記入してください。平成29年度から、個人住民税の特別徴収を徹底しています。「普通徴収を認める基準」に該当し、普通徴収を希望する場合は、摘要欄に該当する符号(普Aなど)を記入してください。

②法定調書…提出先・期限/税務署へ1月31日(水)まで(署番号、整理番号を記載し、給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表を添付)。  
☎①課税調整グループ ☎4566-2353、

課税第一グループ ☎4566-2354、課税第二グループ ☎4566-2355、②豊島税務署 ☎3984-2171(代表)

### 国民健康保険料納付済額について

確定申告などで社会保険料控除の申告をする際は、国民健康保険料も対象になります。領収書や口座振替を指定している口座通帳を確認し、1月1日～12月31日の1年間に納付した金額を申告書へ記載してください。原則、国民健康保険料は納付した証明書などの添付は不要ですが、確認が必要な場合は電話か国民健康保険課窓口で問い合わせてください。※注意…世帯主や同一世帯の方以外からの問い合わせにはお答えできません。同一世帯に複数の加入者がいる場合のお知らせできる納付済額は、世帯全員の合計金額です。世帯員ごとの内訳は計算できません。ご来庁の際は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

☎資格・保険料グループ ☎4566-2377

### 国民健康保険加入者の方へ

高額介護合算療養費は国民健康保険と介護保険の月ごとの自己負担限度額を適用した後の自己負担額合計(8月1日～翌年7月31日の1年間)が、世帯の「年間負担限度額」を超えた場合、申請により超過分を支給します。1月以降、対象者に申請書を送付予定です※「年間負担限度額」は世帯の所得に応じて異なります。詳細は問い合わせください。

☎国民健康保険課給付グループ ☎3981-1296

## 国民健康保険の手続き(加入する・やめる)は、14日以内に行ないましょう

健康保険は自動で切り替わることはありません。

●加入の手続きが必要なとき…職場の健康保険をやめたときなど(職場の健康保険を任意継続する方、家族の社会保険の扶養となるなど別の健康保険に加入できる方は手続き不要)。  
◇手続きが遅れると…保険料は、国民健康保険に加入する理由の生じた月にさかのぼって(最大2年間分)支払っていただきます。また、その間の診療は全額自己負担になります。  
◇手続きに必要なもの…右表参照。

●やめる手続きが必要なとき…国民健康保険に加入している方が、他の健康保険(職場の健康保険など)に加入したときなど。  
◇手続きが遅れると…国民健康保険証を使って診療を受けた場合、国民健康保険で負担した医療費は返していただくことになりません。また、保険料を変更できない場合があります。  
◇手続きに必要なもの…右表参照。保険料の清算に必要な場合があるので、印鑑と顔写真付本人確認書類も持ってきてください。

※マイナンバー(個人番号)による情報連携は、反映までに一定期間を要します。そのために、マイナンバーを利用した情報連携が即時に行なえず、手続きができない場合がありますので、右表の必要書類を持ってきてください。

☎資格・保険料グループ ☎4566-2377

### 国民健康保険の届出に必要なもの

	こんなとき	必要なもの	届出先
入るとき	豊島区に転入してきた	本人確認書類(※注) マイナンバーカードまたは通知カード	国民健康保険課または区民事務所
	他の健康保険をやめた、扶養から抜けた	資格喪失証明書(または離職票、退職証明書など)、本人確認書類(※注)、マイナンバーカードまたは通知カード	
	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、本人確認書類(※注)	
やめるとき	子どもが生まれた	本人確認書類(※注)	国民健康保険課
	豊島区から転出する	国民健康保険証	
	他の健康保険に入った	国民健康保険証と社会保険証などの両方の保険証 マイナンバーカードまたは通知カード	
その他	生活保護を受けるようになった	国民健康保険証、保護開始決定通知書	国民健康保険課
	死亡した	やめる届出は不要。葬祭費の支給は申請が必要です。	
	区内で住所が変わった、世帯主や氏名が変わった、世帯を分けた、世帯を一緒にした	変更する方全員分の国民健康保険証	
	国民健康保険証をなくした	本人確認書類(※注)	
外国籍の方	区外の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所する	国民健康保険証、入所契約書(写)など	国民健康保険課
	介護保険第2号被保険者の適用除外に該当した、またはしなくなった	指定通知書、在園証明書、本人確認書類など	
	上記のいずれの届出にも、上記必要なもの他に在留カードが必要です。 ※在留資格が特定活動の場合は、指定書も必要です。		

※注 国民健康保険証は簡易書留で郵送します。即日交付希望の方は、本人確認できるもの(運転免許証、パスポートなどの顔写真、氏名、生年月日のある官公庁発行のもの)が必要です。  
◎保険料のお支払いは口座振替が原則です。預(貯)金通帳、通帳届出印をお持ちください。  
◎ページ口座振替受付サービスを行なっています。対象金融機関のキャッシュカードがあれば、通帳届出印がなくても口座振替の受付が可能です。申込み月の翌月から振替を開始します。  
◎窓口申請に来る方が世帯主または同一世帯員以外(住民票上の世帯が別)の場合は、委任状が必要です。